

CITY OF YOKOHAMA

横浜市生活環境の保全等に関する条例

～指定事業所に係る手続を中心に～

横浜市みどり環境局 環境管理課条例担当

2024年11月1日

はじめに

本スライドでは、ウェブページに掲載している「条例の手引」に沿って、その概要をご説明します。

スライド資料の中に出てくる詳細な内容については、手引でもご確認いただけます。

【横浜市生活環境の保全等に関する条例の手引】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/tetsuzuki/jourei.files/tebiki.pdf>



目次

- 1 条例のあらまし
- 2 指定事業所に係る手続
- 3 規制基準等
- 4 測定義務
- 5 非常時の措置
- 6 命令・罰則

1 条例のあらまし ～目的と対象範囲～

【目的】

事業所の設置についての規制、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他の環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全することを目的とし、平成15年4月1日に施行しました。

【対象とする範囲】

工場等を原因とする大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、地盤沈下、土壌汚染の従来型の公害問題に加え、人の活動に起因する環境に加えられる影響や、地球温暖化問題をはじめとする環境問題についても条例の対象とし、市、事業者及び市民の責務を定めています。

1 条例のあらまし ～構成～

第1章	総則
第2章	指定事業所の設置等の手続等
第3章	事業所における公害の防止
第4章	指定事業所等に対する命令等
第5章	事業所における環境への負荷の低減等
第6章	特定行為の制限等
第7章	地下水、土壌及び地盤環境の保全
第8章	特定行為等に係る公害の防止
第9章	自動車の使用に伴う環境への負荷の低減
第9章の2	建築物の建築に係る環境への負荷の低減
第10章	地球環境の保全
第11章	日常生活における環境の保全
第12章	非常時の措置
第13章	環境保全協定の締結
第14章	雑則
第15章	罰則

←指定事業所に係る規定

2 指定事業所に係る手続 ～指定事業所とは～

指定事業所とは、**排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動**を発生することにより公害を生じさせるおそれがある事業所として、条例**施行規則別表第1**に定める施設（指定施設）を配置して、作業（指定作業）を行う事業所をいいます。

別表第1 ⇒ 手引P.27～37

条例別表の作業	作業の内容	施設
1 石油製品の製造の作業	(1) 石油製品（石油ガス、揮発油、ナフサその他石油精製に係る製品をいう。）の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 加熱炉 (2) 流動接触分解施設に係る触媒再生塔 (3) 硫黄回収施設に係る燃焼炉 (4) 洗浄施設 (5) 脱塩施設 (6) 蒸留施設
2 石油化学基礎製品の製造の作業	(1) 石油製品（石油ガス、揮発油、ナフサその他石油精製に係る製品をいう。）の分解、分離その他の処理によるエチレン、プロピレン及びその副成品の製造又はこれらの物質を原料とする芳香族系中間物若しくは脂肪族系中間物の製造の作業のうち右欄に掲げる施設のいずれかを用いる作業	(1) 加熱炉 (2) 反応施設 (3) 洗浄施設（洗浄冷却施設を含む。） (4) 分離施設 (5) 蒸留施設

条例別表の作業は約70種類

2 指定事業所に係る手続

【主な手続】

- 指定事業所**設置許可申請**（条例第3条）
- 指定事業所に係る**変更許可申請**（条例第8条）
- 指定事業所に係る**変更届出**（条例第10条）
- 指定事業所に係る**地位承継届出**（条例第11条）
- 指定事業所**廃止等届出**（条例第12条）

※ 環境法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法など）の手続が別に必要となる場合があります。

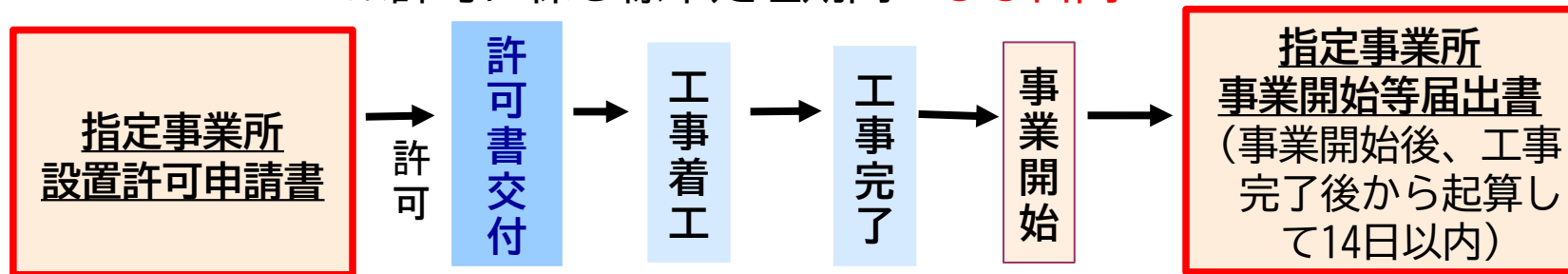
2 指定事業所に係る手続 ～設置許可申請～

【申請の事由】 指定事業所を設置しようとする場合

- ①操業を目的として指定事業所を新たに建設する場合
- ②現に設置されている事業所であって、条例の指定事業所の許可を受けていないものを指定事業所として用いようとする場合
- ③事業所の一部を承継し又は借り受けて、これを指定事業所として用いようとする場合

【届出の時期】 設置の工事に着手する前に許可を受ける必要があります。

※許可に係る標準処理期間：35日間



2 指定事業所に係る手続 ～変更許可申請～

【申請の事由】

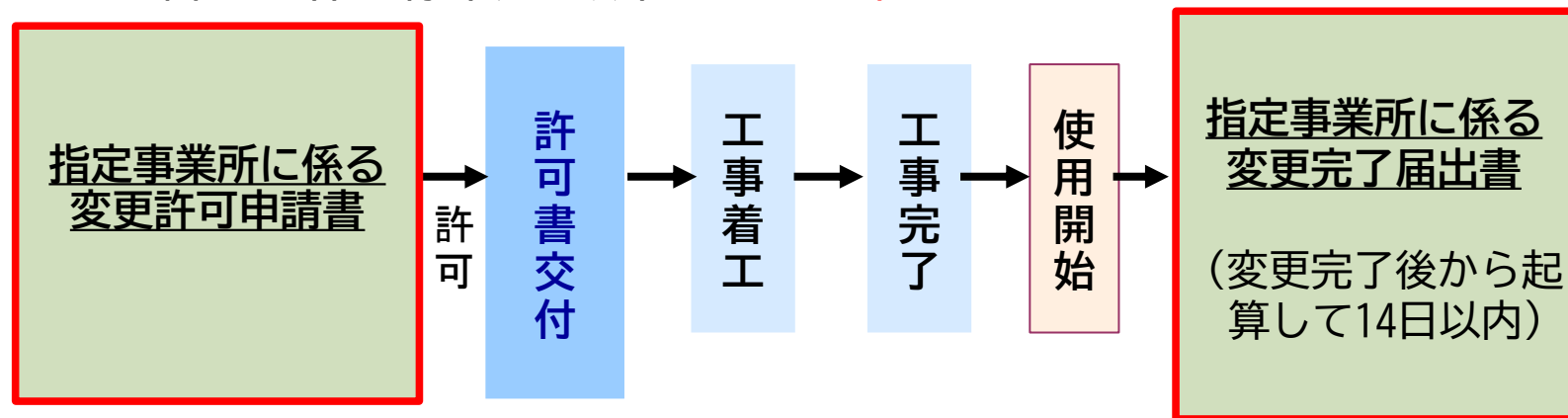
指定事業所に係る変更のうち、**公害防止上重要な変更**をしようとする場合

※次ページ参照

【届出の時期】

変更の工事に着手する前に許可を受ける必要があります。

※許可に係る標準処理期間：35日間



2 指定事業所に係る手続 ～変更許可申請～

【変更許可申請が必要な、公害の防止上重要な変更】

① 指定作業の追加	手引 P.3
② 指定施設の設置	
③ 指定施設の構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合に限る。）	
④ 指定施設の配置の変更（指定事業所から発生する騒音又は振動が増大する場合に限る。）	
⑤ 指定施設の使用時間の変更（別表第13又は別表第14に定める許容限度のより小さい数値が適用されることとなる場合に限る。）	
⑥ 指定施設に係る燃料の種類又は使用量の変更	
⑦ 別表第1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉において焼却する物の種類又は量の変更	
⑧ 炭化水素系物質の貯蔵施設において保管する物質の変更	
⑨ 排煙指定物質、地下浸透禁止物質及び炭化水素系特定物質を含有する原材料等の新たな使用	
⑩ 排水の系統の変更	
⑪ 排水の排出先の変更（施行規則第18条第1項第1号工に掲げる場合を除く。）	
⑫ 指定作業を行う建物の設置、移設、除去又は規模若しくは構造の変更	
⑬ 公害の防止のための装置の設置、構造の変更、使用方法の変更、使用の廃止又は除却	
⑭ 指定事業所の敷地の境界線の変更（指定施設と敷地の境界線までの距離が短くなることにより敷地境界線上での騒音又は振動が増大する場合に限る。）	
⑮ 自動車出入口の位置変更（生コンプラント設置事業所のみ）	

2 指定事業所に係る手続 ～設置許可申請・変更許可申請 共通～

【許可申請書の提出の際に必要な主な添付書類一覧】

手引 P.4

共通	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業所の位置及び周辺状況を示した図面 ② 敷地内における建物の配置状況を示した図面 ③ 建物の図面(平面図、東西南北の立面図、)…立面図は無ければ写真の代用可 ④ 指定施設、公害防止施設、薬品置場等の配置図 ⑤ 指定施設の構造図(仕様書又はカタログ)…無ければ写真での代用可 ⑥ 申請内容の概要説明書 ⑦ 作業工程図(原料の入荷から製品になって出荷されるまでの工程をブロックで表した図面で、作業内容、発生する公害の種類、使用する指定施設名を明記) ⑧ 使用する全薬品リスト(使用量)、商品名の場合は製品安全データシート(MSDS) ⑨その他
大気関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 燃料系配管図…燃料流量計の位置を明記(施設ごとに設置) ② 排気系ダクト図(平面図、立面図)…測定口の位置、高さ、サイズを明記(施設ごとに設置) ③ 煙突配置図、構造図等…排気口のGLからの高さ、形状、内径を明記 ④ 排出濃度保証書(窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん、臭気等に係るメーカーの保証書) ⑤ 公害防止対策施設機器の仕様書、資料(散水装置、低NO_xバーナー、集塵機、脱硝・脱臭装置等) ⑥ 排気風量を示す資料 ⑦ 塗料の成分表・製品安全データシート(MSDS) ⑧その他
水質関係	<ul style="list-style-type: none"> ① 用排水収支バランス図(公共下水道で合流式の場合は不要) ② 排水系統図(公共下水道で合流式の場合は不要) ③ 地下浸透禁止物質を使用する場合…不透水性材質の床構造、表面が耐性のある材質で被覆されていることを示す資料及び防液堤、側溝、ためます等の資料(薬品置場、廃液置場も含む) ④ 有機塩素系溶剤の地下浸透禁止物質を使用する場合…更に耐浸透性樹脂(フラン樹脂、ふっ素樹脂、エポキシアクリレート樹脂等)で床面を被覆したことを示した資料(薬品置場、廃液置場も含む) ⑤ 公害防止対策施設機器の仕様書、資料(排水処理装置、油水分離槽等) ⑥その他
騒音振動	<ul style="list-style-type: none"> ① 【騒音】発生源での騒音レベルの資料 ② 【騒音】敷地境界線までの距離を明記した図面(指定施設ごとに直近の敷地境界線までの距離) ③ 【騒音】矩形図、断面図、材質、壁厚等の資料(予測計算で壁等の防音効果を加算した場合) ④ 【振動】基礎(床)断面図、防振材の資料(指定施設設置場所) ⑤【騒音振動】その他

2 指定事業所に係る手続 ～設置許可申請・変更許可申請 共通～

【許可基準】（条例第4条）

- (1) 規制基準（後述）を遵守できること
- (2) 次の禁止行為に該当しないこと
 - ① 住居系地域において著しい悪臭、騒音を発生する行為の禁止（施行規則第32、39条）
 - ② 地下浸透禁止物質を含む水等の地下浸透の禁止（条例第29条）
- (3) 地下浸透禁止物質を取り扱う施設に係る構造が基準に合致すること。（施行規則第36条）
- (4) 生コンクリートプラントを設置する事業所の場合は、自動車の出入口が2車線以上の道路で、歩道と車道との区別があり、かつ、舗装がなされているものに接し、自動車の出入口が道路に接する部分の状況が当該出入口の接する道路の交通に支障を及ぼさないものであること。（施行規則第10条）

2 指定事業所に係る手続 ～変更届出～

【指定事業所に係る変更届出の事由・時期】

届出の事由	届出の時期
① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	変更の日から 起算して 30日以内
② 指定事業所の名称及び所在地	
③ 指定事業所の業種	
④ 指定作業の一部の廃止（指定事業所の廃止に伴う廃止を除く。）	
⑤ 指定施設の使用の廃止又は除却（指定事業所の排水量の変更により 指定施設が指定施設に該当しなくなった場合を含み、指定事業所の廃止に伴う使用の廃止又は除却を除く。）	
⑥ 指定施設の構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合で指定施設が指定施設に該当しなくなったときに限る。）	
⑦ 排水の排出先の変更（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に 規定する公共下水道であって、同条第6号に規定する終末処理場（以下「終末処理場」という。）を設置している水路への変更（当該変更により指定事業所が指定事業所に該当しなくなった場合を除く。）に限る。）	
⑧ 指定事業所の敷地の境界線の変更（規則13条第1項第14号に掲げる場合を除く。）	
⑨ 不飽和ポリエステル樹脂の塗布の作業の方法の変更	

手引 P.6

2 指定事業所に係る手続 ～地位承継届出／廃止等届出～

【指定事業所に係る地位承継届出及び廃止等届出の事由・時期】

届出の種類	届出の事由	届出の時期
指定事業所に係る地位承継届出	指定事業所の全部を譲り受け、又は借り受けたときあるいは相続、合併又は分割があったとき	承継があった日から起算して30日以内
指定事業所廃止等届出	指定事業所を廃止したとき	廃止の日から起算して30日以内

2 指定事業所の手続 ～表示板の掲示（条例第6条、施行規則第11条）～

指定事業所の許可を受けたときは、その指定事業所を設置しようとする場所の公衆の見やすいところに、表示板を掲示しなければなりません。その指定事業所が設置された後においても同じです。

※全ての指定事業所（ボイラー、冷暖房施設のみを設置するものを除く。）

横浜市生活環境の保全等に関する条例指定事業所	
名 称	甲乙産業株式会社 横浜工場
所 在 地	横浜市中区〇〇町〇〇番地
許可年月日及び許可番号	平成〇年〇月〇日 第0000号
担 当 部 課	〇〇部〇〇課
電 話 番 号	045-000-0000（内線）000

※幅45cm×高35cm以上 耐久性をもつ素材

3 規制基準等

条例の規制基準は、指定事業所を設置する事業者はもとより、**全ての事業者が遵守しなければなりません**。規制基準は、事業所の規模や施設の規模等により異なります。

【規制基準等の概要】

手引 P. 10～21

(1) 大気の汚染及び悪臭の防止

- ① 排煙に関する規制基準（施行規則第31条第1項～第7項、別表2～8）
- ② 粉じんに関する規制基準（施行規則第31条第8項、別表9）
- ③ 悪臭に関する規制基準（施行規則第31条第9項、別表10）
- ④ 住居系地域において著しい悪臭を発生する行為の禁止（施行規則第32条）

(2) 水質の汚濁の防止

- ① 排水指定物質の規制基準（施行規則第34条、別表11）
- ② COD、BOD、SS等の規制基準（施行規則第34条、別表12）
- ③ 地下浸透禁止物質を製造等する作業に係る水等の地下浸透の禁止（条例第29条第1項）
- ④ 地下浸透禁止物質を取り扱う施設に係る構造基準（施行規則第36条）

(3) 騒音及び振動の防止

- ① 騒音・振動の防止に関する規制基準（施行規則第38条、別表13～14）
- ② 住居系地域において著しい騒音を発生する行為の禁止（施行規則第39条）

4 測定義務

条例では、排煙、排水、騒音及び振動についての**測定義務**が定められています。

排煙の測定 (条例第27条)	測定項目	硫黄酸化物、窒素酸化物、炭化水素系物質、炭化水素系特定物質、ばいじん、排煙指定物質、ダイオキシン類
	事業者	測定項目ごとに規定(規則第33条第1項)
	頻度	常時、2月に1回以上、6月に1回以上、年2回以上など
	保存義務	3年間(5年に1回以上測定するものは5年)

手引 P.22~23

排水の測定 (条例第30条)	測定項目	排水指定物質(Cdなど36物質) 生活環境項目(pH、BOD、COD、SS他)
	事業者	排水量300m ³ /日以上
	頻度	月1回以上など
	保存義務	3年間

騒音・振動の測定 (条例第33条)	測定項目	騒音、振動
	測定場所	(1) 施設から1mの地点 (2) 敷地境界線
	測定時期	使用開始日から30日以内に測定
	報告時期	測定した日から30日以内に報告(細則第3、4号様式)

測定義務は条例に定めるもののほか、環境法令に定めるものがありますので、確認のうえ必要な測定を行ってください。

5 非常時の措置

- ・ 事業所において生じた事故又は車両の事故に伴い、**大気**の汚染、**悪臭**又は**水質**の汚濁の**原因**となる物質（※）が放出され、又は発生することによって、公害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、**事業者は直ちに市長に通報**するとともに、**応急措置を実施**しなければなりません。（条例第149条第1項）
- ・ 当該事故の状況及びとった措置の概要について「非常時応急措置等報告書」により速やかに**市長へ報告**しなければなりません。（条例第149条第2項）

※「**大気**の汚染、**悪臭**又は**水質**の汚濁の**原因**となる物質」は施行規則別表第18に規定しています。

手引 P.24

【通報先】

平日昼間：①みどり環境局 大気・音環境課 045-671-3843

水・土壌環境課 045-671-2489

②所管区 福祉保健センター生活衛生課

夜間・土日・休日：横浜市役所防災センター 045-671-4343

大気汚染防止法、
水質汚濁防止法などにも
事故時の措置の規定
があります。

6 命令・罰則

- ◆ 許可違反、規制基準の違反等があった場合の**命令**の規定があります。

許可違反

- ・ 第3条第1項の**許可を受けることなく指定事業所を設置した者**
- ・ 第8条第1項の**許可を受けることなく変更した者**

規制基準の違反

- ・ 大気の汚染及び悪臭の防止（第25条第2項）
- ・ 水質の汚濁の防止（第28条第2項）
- ・ 騒音及び振動（第31条第2項）
- ・ その他

措置命令、改善命令、停止命令等（条例第35条～第37条）

- ◆ 虚偽の届出をした場合、禁止行為の違反、報告徴収・立入検査の違反など、条例の違反に対する**罰則**の規定があります。（条例第159条～第165条）

おわりに

【ウェブページ（条例）】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kiseishido/tetsuzuki/jourei.html>



【問合せ先（指定事業所の手続）】

横浜市みどり環境局 環境管理課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎27階

電話：045-671-2733

メール：mk-shiteijigyosho@city.yokohama.lg.jp